

22 公正取引委員会(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1241	12411010	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)6章第21条に基づき、適用除外企業とすることを明記すること。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第6章 適用除外 第21条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。	商業界に流通しているポイントを集約配分するニュービジネスを実施することによって、全国民に対して想像、感動、感激、スリルと大きな夢を提供できるビジネスである。	第2次に提出し、回答を得たる事例では、玉虫色の回答であり、ビジネス推進の要件として不備である。よって、明確な回答を期待する。	福井県	株式会社市姫商事	夢ポイント情報基地設営(TMO)メルマガ発信基地設置 各県ごとの仮想商店街設立	第2次経済改革特区に対してふるさと創生を目的としたビジネスモデルIT情報発信基地設営を企画、立案、実行、するプランを提案した所、提出主務官庁の公正取引委員会よりは玉虫色の回答しか得られず、この回答で当社ビジネスの実行は至難であります。当社申請の目的は独占禁止法6章第21条の適用除外企業に適用している事の認定であります。公取に対して規制の緩和とか法の改正を望むものではありません。現在立法化されている法律を適用できる事を認可して頂く事を提案しております。国民の為社会の有効に利用する事を申請できる事は国民の権利であるとも考えられます。確たる回答を期待して止みません。